

令和 6 年 6 月 1 9 日
都市整備部都市計画課
都市整備部建築課

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

1 改正理由

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）の施行に伴い、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の一部改正が行われ、新たな規制区域内における宅地造成等の許可事務が本区に移譲されることとなる。

また、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律に基づく建築基準法の一部改正により、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の遡及適用の合理化に係る認定制度が創設された。（都市整備部関係手数料）

2 改正概要

(1) 盛土規制法に関する手数料の新設

- ア 宅地造成、土石の堆積に関する工事の許可申請に伴う手数料
- イ 証明書の交付手数料
- ウ 盛土規制法調書の写しの交付手数料

(2) 開発許可関係の手数料の見直し・額の追加

- ア 許可申請に伴う手数料
- イ 証明書の交付手数料

(3) 建築基準法に関する手数料の額の追加

- ア 接道義務の既存不適格建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の遡及適用の合理化に係る認定手数料
- イ 道路内建築制限の既存不適格建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の遡及適用の合理化に係る認定手数料

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(1)(2)については令和 6 年 7 月 3 1 日から施行する。

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
【第1条（当初）】				【第1条（公布日施行）】			
本則 （略）				本則 （略）			
別表第1～別表第5 （略）				別表第1～別表第5 （略）			
別表第6 都市整備部関係手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）（第6条関係）				別表第6 都市整備部関係手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）（第6条関係）			
事務	手 数 料 の 名 称	額	徴収 時期	事務	手 数 料 の 名 称	額	徴収 時期
（略）				（略）			
7 9 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を一時的に特別に特興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査	建築物の用途を一時変更に特興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 195,000円	許可申請のとき	7 9 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を一時的に特別に特興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査	建築物の用途を一時変更に特興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 195,000円	許可申請のとき
8 0 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を一時的に特別に特興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査	建築物の用途を一時変更に特興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 28,000円	認定	8 0 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を一時的に特別に特興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査	建築物の用途を一時変更に特興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 28,000円	認定

				準法施行令建 築 0 0 0 円 (昭 和 2 5 物 の 年 政 令 第 3 敷 地 3 8 号) 第 1 と 道 3 7 条 の 1 路 と 2 第 6 項 の の 関 規 定 に 基 づ 係 の く 既 存 の 建 制 限 築 物 に 対 す の 緩 る 制 限 の 緩 和 に 和 に 係 る 認 係 る 定 の 申 請 に 認 定 対 する 審 査 申 請 手 数 料	申 請 の と き
				8 1 建 築 基 既 存 1 件 に つ き 2 8 ,	認 定
				準法施行令建 築 0 0 0 円 第 1 3 7 条 物 の の 1 2 第 7 道 路 項 の 規 定 に 内 の 基 づ く 既 存 建 築 の 建 築 物 に 制 限 対 する 制 限 の 緩 の 緩 和 に 係 和 に る 認 定 の 申 係 る 請 に 対 する 認 定 審 査 申 請 手 数 料	申 請 の と き
8 0 建 築 基	(略)	準 法 施 行 令 (昭 和 2 5 年 政 令 第 3 3 8 号) 第 1 3 7 条 の 1 6 第 2 号 に 基 づ く 建 築 物 の 移 転 の 認 定 の 申 請 に 対 する 審 査		8 2 建 築 基	(略)
				準 法 施 行 令 第 1 3 7 条 の 1 6 第 2 号 に 基 づ く 建 築 物 の 移 転 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	

8 1 ~ 9 1 (略)	(略)	8 3 ~ 9 3 (略)	(略)
別表第 7 ~ 別表第 9 (略)		別表第 7 ~ 別表第 9 (略)	

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
【第2条（公布日施行）】				【第2条（令和6年7月31日施行）】			
本則（略）				本則（略）			
別表第1～別表第5（略）				別表第1～別表第5（略）			
別表第6 都市整備部関係手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）（第6条関係）				別表第6 都市整備部関係手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）（第6条関係）			
事務	手数料の名称	額	徴収時期	事務	手数料の名称	額	徴収時期
（略）				（略）			
2 都市計画開発法（昭和43年法律第100号）第29条又は附則第4項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行きう開発行為の場合であって、開発区域の面積が	許可申請のとき		2 都市計画開発法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行きう開発行為の場合であって、開発区域の面積が	許可申請のとき	
	(1)（略）				(1)（略）		
	(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	34,000円			(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	39,000円	
	(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	65,000円			(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	76,000円	
	(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	133,000円			(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	149,000円	
	(5) 1ヘクタール				(5) 1ヘクタール		

		以上 3 ヘクタール未満のとき <u>2 0 0 , 0 0 0</u> 円 (6) 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき <u>2 6 1 , 0 0 0</u> 円 (7) 6 ヘクタール以上 1 0 ヘクタール未満のとき <u>3 3 7 , 0 0</u> 0 円 (8) 1 0 ヘクタール以上のとき <u>4 6 0 , 0 0 0</u> 円 2 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が (1) 0 . 1 ヘクタール未満のとき <u>2 0 , 0 0 0</u> 円 (2) 0 . 1 ヘクタール以上 0 . 3 ヘクタール未満のとき <u>4 6 ,</u> <u>0 0 0 円</u> (3) 0 . 3 ヘクタール以上 0 . 6 ヘクタール未満	
		以上 3 ヘクタール未満のとき <u>2 2 5 , 0 0 0</u> 円 (6) 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき <u>3 0 5 , 0 0 0</u> 円 (7) 6 ヘクタール以上 1 0 ヘクタール未満のとき <u>3 7 0 , 0 0</u> 0 円 (8) 1 0 ヘクタール以上のとき <u>4 9 7 , 0 0 0</u> 円 2 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が (1) 0 . 1 ヘクタール未満のとき <u>2 1 , 0 0 0</u> 円 (2) 0 . 1 ヘクタール以上 0 . 3 ヘクタール未満のとき <u>5 1 ,</u> <u>0 0 0 円</u> (3) 0 . 3 ヘクタール以上 0 . 6 ヘクタール未満	

		のとき <u>1 0</u> <u>0, 0 0 0 円</u> (4) 0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき <u>1 8 5, 0</u> <u>0 0 円</u> (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>3 0 7, 0 0 0</u> <u>円</u> (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき <u>4 1 5, 0 0 0</u> <u>円</u> (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき <u>5 2 1, 0 0</u> <u>0 円</u> (8) 10ヘクタール以上のとき <u>7 3 7, 0 0 0</u> <u>円</u> 3 その他の場合であって、開発区域の面積が (1) 0. 1ヘクタール未満のとき <u>1 3 1, 0 0</u> <u>0 円</u> (2) 0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満のとき <u>1 9</u> <u>9, 0 0 0 円</u> (3) 0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満	
		のとき <u>1 1</u> <u>3, 0 0 0 円</u> (4) 0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき <u>2 0 4, 0</u> <u>0 0 円</u> (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>3 4 0, 0 0 0</u> <u>円</u> (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき <u>4 5 7, 0 0 0</u> <u>円</u> (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき <u>5 6 7, 0 0</u> <u>0 円</u> (8) 10ヘクタール以上のとき <u>7 9 5, 0 0 0</u> <u>円</u> 3 その他の場合であって、開発区域の面積が (1) 0. 1ヘクタール未満のとき <u>1 4 1, 0 0</u> <u>0 円</u> (2) 0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満のとき <u>2 1</u> <u>5, 0 0 0 円</u> (3) 0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満	

		のとき <u>29</u> <u>2,000円</u> (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき <u>348,000円</u> (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>525,000円</u> (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき <u>599,000円</u> (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき <u>746,000円</u> (8) 10ヘクタール以上のとき <u>1,004,000円</u>	
3 都市計画開発行為の2(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,004,000円を超えるときは、その手数料の額は1,004,000円とする。 1 (略) 2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号まで(同法附則第5項	1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,081,000円を超えるときは、その手数料の額は1,081,000円とする。 1 (略) 2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変	のとき <u>32</u> <u>0,000円</u> (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき <u>379,000円</u> (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>573,000円</u> (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき <u>654,000円</u> (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき <u>808,000円</u> (8) 10ヘクタール以上のとき <u>1,081,000円</u>

		において準用する 場合を含む。)に掲 げる事項の変更に ついては、新たに 編入される開発区 域の面積に応じ前 項に規定する額			更については、新 たに編入される開 発区域の面積に応 じ前項に規定する 額	
		3 (略)			3 (略)	
4 都市計画 法第41条 第2項た だし書(同法第 35条の2 第4項(同法 附則第5項 において準 用する場合 を含む。)及 び附則第5 項において 準用する場 合を含む。) の規定に基 づく建築の 許可の申請 に対する審 査	(略)		4 都市計画 法第41条 第2項た だし書(同法第 35条の2 第4項にお いて準用す る場合を含 む。)の規定 に基づく建 築の許可の 申請に対す る審査	(略)		
5 都市計画 法第42条 第1項た だし書(同法附 則第5項に おいて準用 する場合を 含む。)の規 定に基づく 建築等の許 可の申請に 対する審査	(略)		5 都市計画 法第42条 第1項た だし書の規 定に基づく 建築等の許 可の申請に 対する審査	(略)		
(略)			(略)			
7 都市計画	(略)		7 都市計画	(略)		

法第45条 (同法附則 第5項にお いて準用す る場合を含 む。)の規定 に基づく開 発許可を受 けた地位の 承継の承認 申請に対す る審査		法第45条 の規定に基 づく開発許 可を受けた 地位の承継 の承認申請 に対する審 査	
8 都市計画開 発 法第47条登 録 第5項(同法簿 の 附則第5項写 し において準 の 交 用する場合付 手 を含む。)の 数料 規定に基づ く開発登録 簿の写しの 交付	開 発 用紙1枚につき 7 00円 申請 の と き	8 都市計画開 発 法第47条登 録 第5項の規簿 の 定に基づく写 し 開発登録簿の 交 の写しの交付 手 付 数料	1通につき 700 円 交付 申 請 の と き
		9 都市計画証 明 法施行規則書 の (昭和44交 付 年建設省令手 数 第49号)第料 60条の規 定に基づく 証明書の交 付	1通につき 900 円 交付 申 請 の と き
		10 宅地造成、 成及び特定造成、 盛土等規制特定 法(昭和36盛 土 年法律第1等 又 91号)第1は 土 2条第1項石 の の規定に基堆 積 づく宅地造工 事	1 宅地造成又は特許 可 定盛土等を行う場申 請 合 切土又は盛土の と をする土地の面積き に应じ次に掲げる 額 (1) 500平方メ ートル以内のも の 20,00

				成等に関する許可	0円
				る工事の許可申請	(2) 500平方メ
				可の申請に手数	ートルを超え、
				対する審査料	1,000平方
					メートル以内の
					もの 34,0
					00円
					(3) 1,000平
					方メートルを超
					え、2,000平
					方メートル以内
					のもの 54,
					000円
					(4) 2,000平
					方メートルを超
					え、5,000平
					方メートル以内
					のもの 89,
					000円
					(5) 5,000平
					方メートルを超
					え、10,000
					平方メートル以
					内のもの 12
					3,000円
					(6) 10,000
					平方メートルを
					超え、20,00
					0平方メートル
					以内のもの 2
					01,000円
					(7) 20,000
					平方メートルを
					超え、40,00
					0平方メートル
					以内のもの 2
					20,000円
					(8) 40,000
					平方メートルを
					超え、70,00
					0平方メートル

						<u>以内のもの</u> 2 <u>7 5, 0 0 0 円</u> (9) <u>7 0, 0 0 0</u> <u>平方メートルを</u> <u>超え、1 0 0, 0</u> <u>0 0 平方メート</u> <u>ル以内のもの</u> <u>3 6 4, 0 0 0</u> <u>円</u> (10) <u>1 0 0, 0 0</u> <u>0 平方メートル</u> <u>を超えるもの</u> <u>5 3 3, 0 0 0</u> <u>円</u>		
						2 <u>土石の堆積を行</u> <u>う場合 土石の堆</u> <u>積をする土地の面</u> <u>積に応じ次に掲げ</u> <u>る額</u> (1) <u>5 0 0 平方メ</u> <u>ートル以内のも</u> <u>の 1 8, 0 0</u> <u>0 円</u> (2) <u>5 0 0 平方メ</u> <u>ートルを超え、</u> <u>1, 0 0 0 平方</u> <u>メートル以内の</u> <u>もの 2 8, 0</u> <u>0 0 円</u> (3) <u>1, 0 0 0 平</u> <u>方メートルを超</u> <u>え、2, 0 0 0 平</u> <u>方メートル以内</u> <u>のもの 3 5,</u> <u>0 0 0 円</u> (4) <u>2, 0 0 0 平</u> <u>方メートルを超</u> <u>え、5, 0 0 0 平</u> <u>方メートル以内</u> <u>のもの 5 4,</u> <u>0 0 0 円</u>		

						(5) 5, 0 0 0 平 方メートルを え、1 0, 0 0 0 平方メートル以 内のもの 6 6, 0 0 0 円	
						(6) 1 0, 0 0 0 平方メートルを え、2 0, 0 0 0 平方メートル 以内のもの 1 2 1, 0 0 0 円	
						(7) 2 0, 0 0 0 平方メートルを え、4 0, 0 0 0 平方メートル 以内のもの 1 3 4, 0 0 0 円	
						(8) 4 0, 0 0 0 平方メートルを え、7 0, 0 0 0 平方メートル 以内のもの 1 6 3, 0 0 0 円	
						(9) 7 0, 0 0 0 平方メートルを え、1 0 0, 0 0 0 平方メート ル以内のもの 2 0 7, 0 0 0 円	
						(10) 1 0 0, 0 0 0 平方メートル を超えるもの 2 9 2, 0 0 0 円	
1	1	宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 第 1 6 条 第 1 項 の 規 等	宅 地 造 成 特 定 盛 土 規 等 又	1	宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等 を 行 う 場 合 変 更 許 可 申 請 の 1 件 に つ き 、 次 に 掲 げ る 額 を 合 算 し	変 更 申 請 の と き	

				定に基づくは土	た額。ただし、その
				宅地造成等石の	額が533,00
				に関する工堆積	0円を超えるとき
				事に関する工事	は、その手数料の
				計画の変更変更	額は、533,00
				許可の申請許可	0円とする。
				に対する審申請	(1) 宅地造成又は
				査	特定盛土等に関
					する工事の設計
					の変更(2)のみ
					に該当する場合
					を除く。)につい
					ては、切土又は
					盛土をする土地
					の面積(2)に規
					定する変更を伴
					う場合にあつて
					は変更前の切土
					又は盛土をする
					土地の面積、切
					土又は盛土をす
					る土地の縮小を
					伴う場合にあつ
					ては縮小後の切
					土又は盛土をす
					る土地の面積)
					に応じ10の項
					に規定する額に
					10分の1を乗
					じて得た額
					(2) 新たな土地の
					切土又は盛土を
					する土地への編
					入に係る宅地造
					成又は特定盛土
					等に関する工事
					の設計の変更に
					ついては、新た
					に編入された切
					土又は盛土をす
					る土地の面積に

						<u>応じ 10 の項に</u> <u>規定する額</u> (3) <u>その他の変更</u> <u>については、1</u> <u>5,000円</u> 2 <u>土石の堆積を行</u> <u>う場合 変更許可</u> <u>申請 1 件につき、</u> <u>次に掲げる額を合</u> <u>算した額。ただし、</u> <u>その額が 292,</u> <u>000円を超える</u> <u>ときは、その手数</u> <u>料の額は、292,</u> <u>000円とする。</u> (1) <u>土石の堆積に</u> <u>関する工事の設</u> <u>計の変更 ((2)の</u> <u>みに該当する場</u> <u>合を除く。)</u> <u>につ</u> <u>いては、土石の</u> <u>堆積をする土地</u> <u>の面積 ((2)に規</u> <u>定する変更を伴</u> <u>う場合にあつて</u> <u>は変更前の土石</u> <u>の堆積をする土</u> <u>地の面積、土石</u> <u>の堆積をする土</u> <u>地の縮小を伴う</u> <u>場合にあつては</u> <u>縮小後の土石の</u> <u>堆積をする土地</u> <u>の面積) に応じ</u> <u>10 の項に規定</u> <u>する額に 10 分</u> <u>の 1 を乗じて得</u> <u>た額</u> (2) <u>新たな土石の</u> <u>堆積をする土地</u> <u>への編入に係る</u>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

						<u>土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ10の項に規定する額</u> <u>(3) その他の変更については、15,000円</u>	
				1 2 宅地造証明	1 通につき 9 0 0 円	交 付	
				成及び特定書の盛土等規制法施行規則手数料 (昭和37年建設省令第3号)第8条の規定に基づく証明書の交付		申 請 の と き	
				1 3 宅地造盛土	1 通につき 7 0 0 円	交 付	
				成及び特定規制法の盛土等規制法施行条例書の写し (令和6年東京都条例第36号)第5条第3項に基づく盛土規制法調書の写しの交付		申 請 の と き	
9 (略)	(略)	1 件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請又は通知に係る計画に建築基準法第8	(略)	1 4 (略)	(略)	1 件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請又は通知に係る計画に建築基準法第8	(略)

	7条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について <u>1 0</u> の項又は <u>1 1</u> の項に掲げる額の手数料を加えた額) 1～9 (略)		7条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について <u>1 5</u> の項又は <u>1 6</u> の項に掲げる額の手数料を加えた額) 1～9 (略)
<u>1 0</u> 建築基 (略)		<u>1 5</u> 建築基 (略)	
準法第6条第4項若しくは第18条第3項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項若しくは第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請若しくは計画の通知(当該申請又は通知が建築設備を設置する場合(<u>1 1</u>の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限		準法第6条第4項若しくは第18条第3項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項若しくは第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請若しくは計画の通知(当該申請又は通知が建築設備を設置する場合(<u>1 6</u>の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限	

る。)に対する審査				る。)に対する審査			
<u>1 1</u> (略)	(略)			<u>1 6</u> (略)	(略)		
<u>1 2</u> 建築基準法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 6 条第 4 項又は第 1 8 条第 3 項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は計画の通知(当該申請又は通知が工作物を築造する場合(<u>1 3</u> の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)に対する審査	(略)			<u>1 7</u> 建築基準法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 6 条第 4 項又は第 1 8 条第 3 項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は計画の通知(当該申請又は通知が工作物を築造する場合(<u>1 8</u> の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)に対する審査	(略)		
<u>1 3</u> (略)	(略)			<u>1 8</u> (略)	(略)		
<u>1 4</u> 建築基準法第 7 条第 4 項又は第 1 8 条第 1 7 項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は工事完了の通知(当該申請又は通知が <u>1 7</u> の	(略)	1 件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請又は通知に建築基準法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について、 <u>1 5</u> の項又は <u>1 8</u> の項に掲げる額の手数	(略)	<u>1 9</u> 建築基準法第 7 条第 4 項又は第 1 8 条第 1 7 項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は工事完了の通知(当該申請又は通知が <u>2 2</u> の	(略)	1 件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請又は通知に建築基準法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について、 <u>2 0</u> の項又は <u>2 3</u> の項に掲げる額の手数	(略)

項に掲げる 場 合 を 除 く。) に対す る審査		料を加えた額) 1 ～ 9 (略)		項に掲げる 場 合 を 除 く。) に対す る審査		料を加えた額) 1 ～ 9 (略)	
1 5 建築基 準法第 7 条 第 4 項若し くは第 1 8 条第 1 7 項 の規定に基 づく昇降機 (同法第 8 7 条の 4 に 規定するも のに限る。) 又は同法第 8 7 条の 4 において準 用する同法 第 7 条第 4 項若しくは 第 1 8 条第 1 7 項の規 定に基づく 建築設備に 関する完了 検査の申請 又は工事完 了の通知(当 該申請又は 通知が 1 8 の項に掲げ る場合を除 く。) に対す る審査	(略)			2 0 建築基 準法第 7 条 第 4 項若し くは第 1 8 条第 1 7 項 の規定に基 づく昇降機 (同法第 8 7 条の 4 に 規定するも のに限る。) 又は同法第 8 7 条の 4 において準 用する同法 第 7 条第 4 項若しくは 第 1 8 条第 1 7 項の規 定に基づく 建築設備に 関する完了 検査の申請 又は工事完 了の通知(当 該申請又は 通知が 2 3 の項に掲げ る場合を除 く。) に対す る審査	(略)		
1 6 (略)	(略)			2 1 (略)	(略)		
1 7 建築基 準法第 7 条 第 4 項又は 第 1 8 条第 1 7 項の規	(略)	1 件につき、次のア 及びイに掲げる区分 に応じて算出した床 面積の合計に応じ、 次に掲げる額(申請	(略)	2 2 建築基 準法第 7 条 第 4 項又は 第 1 8 条第 1 7 項の規	(略)	1 件につき、次のア 及びイに掲げる区分 に応じて算出した床 面積の合計に応じ、 次に掲げる額(申請	(略)

定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は工事完了の通知（当該申請又は通知が同法第7条の3第1項又は第18条第19項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。 <u>18</u> の項において同じ。）に対する審査	又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、 <u>15</u> の項又は <u>18</u> の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1～9（略）	
<u>18</u> （略）	（略）	
<u>19</u> （略）	（略）1件につき、中間検査又は特定工程の工事を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、 <u>20</u> の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1～9（略）	（略）
<u>20</u> ～ <u>86</u> （略）	（略）	
<u>87</u> （略）	（略）1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じて、当該申請	（略）
定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は工事完了の通知（当該申請又は通知が同法第7条の3第1項又は第18条第19項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。 <u>23</u> の項において同じ。）に対する審査	又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、 <u>20</u> の項又は <u>23</u> の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1～9（略）	
<u>23</u> （略）	（略）	
<u>24</u> （略）	（略）1件につき、中間検査又は特定工程の工事を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、 <u>25</u> の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1～9（略）	（略）
<u>25</u> ～ <u>91</u> （略）	（略）	
<u>92</u> （略）	（略）1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じて、当該申請	（略）

		に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について <u>9</u> の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について <u>10</u> の項又は <u>11</u> の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について <u>14</u> の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について <u>15</u> の項又は <u>16</u> の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）		
	1・2（略）				1・2（略）		
<u>88</u> （略）	(略)	1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じ、次に掲げる額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に	(略)	<u>93</u> （略）	(略)	1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じ、次に掲げる額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に	(略)

	基づく申出があった 場合においては、一 の建築物について <u>9</u> の項に掲げる額（申 請に係る計画に建築 基準法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に 係る部分が含まれる 場合においては、当 該昇降機 1 基につい て <u>1 0</u> の項又は <u>1 1</u> の項に掲げる額の手 数料を加えた額）の 手数料を加えた額） 1 ・ 2 （略）	
<u>8 9</u> ～ <u>9 3</u> (略)	(略)	
別表第 7 ～別表第 9 （略）		

	基づく申出があった 場合においては、一 の建築物について <u>1</u> <u>4</u> の項に掲げる額 （申請に係る計画に 建築基準法第 8 7 条 の 4 に規定する昇降 機に係る部分が含ま れる場合において は、当該昇降機 1 基 について <u>1 5</u> の項又 は <u>1 6</u> の項に掲げる 額の手数料を加えた 額）の手数料を加え た額） 1 ・ 2 （略）	
<u>9 4</u> ～ <u>9 8</u> (略)	(略)	
別表第 7 ～別表第 9 （略）		

【江東区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和 6 年 月江東区条例第 号）附則】

現行	改正案
	附 則 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 7 月 3 1 日から施行する。